

尼崎市総合計画審議会傍聴取扱要領（案）

（目的）

第 1 条 この要領は、尼崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の傍聴について必要な事項を定めることを目的とする。

（市民への周知）

第 2 条 審議会の開催に当たっては、尼崎市のホームページ上への掲載等の方法により市民へ周知する。

（傍聴の手続等）

第 3 条 傍聴人の定員は原則 10 人とする。ただし、会長が認めた場合にはこの限りでない。

2 傍聴の希望者（以下「希望者」という。）は、当日、審議会開催 10 分前に会場前に参集し、受付簿に必要事項を記入するものとする。

3 希望者が定員を超えるときは、抽選を行い、傍聴人を決定する。

4 審議会開催 10 分前以降の希望者については、定員の範囲内において、先着順で傍聴できるものとする。

（傍聴することができない者）

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、審議会を傍聴することができない。

(1) 凶器その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(4) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

(6) ラジオ、拡声器、無線機、写真機、撮影機、録音機、録画機器の類を携帯している者(会長の許可を得た者を除く。)

(7) その他、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認めた者

2 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができないものとする。ただし、保護者等が随伴し、かつ、傍聴席において静穏な状態を維持できるものとして会長が認めた場合はこの限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第 6 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) みだりに傍聴席を離れないこと。

(2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。

(3) 私語、談話、拍手等をしないこと。

(4) 飲食、喫煙をしないこと。

(5) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。

(6) その他審議会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

（傍聴人の退場）

第 7 条 会長は、傍聴人がこの前条各号に違反するときは、その者に対して退場を命じることができる。

2 傍聴人は、審議会において公開しないこととされた案件が審議されるときは、直ちに退場しなければならない。

（その他）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴について必要な事項は、会長が審議会に諮り定めるものとする。

付 則

この要領は、平成 21 年 9 月 2 日から施行する。